

平成 30 年 6 月 29 日米原市にて発生した竜巻に伴う被害について

1 被害状況(人的および住家被害)

- ・被害区域 米原市朝日、夫馬、北方地区を中心に南北 3.7km に及ぶ
- ・人的被害 軽傷 8 名
- ・住宅等被害 一部損壊 140 棟

2 ライフラインに関する被害等

(1) 道路

- ・米原市朝日～市場の県道間田長浜線の全面通行規制は、6 月 29 日 18 時 15 分解除。
- ・米原市夫馬の県道山東一色線にて路側標識が倒壊、倒木により信号が停止、現在復旧済。

(2) 停電

- ・米原市内の停電(最大 380 軒)については、すべて復旧済 ※関西電力株式会社から提供

3 その他被害

- ・農業関係の被害については、パイプハウスの全壊・半壊・ビニール等破損が 8 棟。農業用倉庫の一部破損が 4 棟。
- ・県立伊吹高等学校の窓ガラス等が破損
部活動で使用するベンチハウス 2 棟が飛ばされ、1 棟が 100m 離れた民家に衝突、玄関付近を損壊。
1 棟は 300m 離れた竹藪の中で屋根部分を発見
敷地西側金網フェンス(延長 50m)が、45～60 度傾斜
屋上の太陽光発電パネルの一部に亀裂発生
- ・「きゃんせの森」にて建物の屋根が一部損壊、倒木および枝折れによる折損 約 120 本、
「湖北苗圃」にて倒木および枝折れによる折損約 20 本が発生し、倒木により民家の庇が一部損壊

4 県の体制および対応

6 月 29 日	15 時 00 分	災害警戒体制
6 月 30 日	8 時 40 分	米原市へ情報連絡員 2 名派遣
7 月 1 日	8 時 40 分	米原市へ情報連絡員 2 名派遣
	10 時 00 分～13 時 00 分	西嶋副知事が被災現地視察、市長から被害状況等の説明および意見交換
7 月 2 日	8 時 30 分	米原市へ家屋被害認定業務支援調整のため職員 2 名派遣
	16 時 00 分	「滋賀県米原市における竜巻被害の支援に関する連絡調整会議」を設置 第 1 回支援調整会議開催
7 月 3 日	8 時 30 分	米原市へ住家被害認定業務支援調整のため 1 名派遣
7 月 4 日	8 時 30 分	米原市へ住家被害認定業務支援調整のため 2 名派遣
7 月 5 日	14 時 00 分	米原市長から知事へ緊急要望
7 月 6 日	10 時 00 分	「平成 30 年米原市竜巻災害義援金」受付開始

義援金募集実施機関「平成 30 年米原市竜巻災害義援金募集・配分委員会」

【委員会構成団体】

滋賀県、米原市、日本赤十字社滋賀県支部、滋賀県共同募金会、滋賀県社会福祉協議会、米原市社会福祉協議会、滋賀県市長会、滋賀県町村会

7月6日 15時00分 第2回支援調整会議開催

5 市町からの支援状況

7月3日 高島市から住家被害認定業務アドバイザーとして3名の支援

7月4日 東近江市と高島市から住家被害認定業務アドバイザーとして各2名合計4名の支援
長浜市、守山市、湖南市、野洲市および栗東市から住家被害認定業務に各2名合計10名の支援

7月5日 大雨により中止

7月6日 大雨により中止

7月9日～13日（予定）

大津市、彦根市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、東近江市、多賀町から住家被害認定業務の支援（約20名／日）

6 滋賀県警察の体制

6月29日 14時00分 災害警備連絡室設置

7月2日 17時15分 災害警備連絡体制に移行

7 米原市の体制に関する情報

6月29日 15時00分 米原市にて災害対策本部設置

8 日本赤十字社の支援活動

6月29日 日本赤十字社滋賀県支部が情報収集のため、長浜赤十字病院の職員を派遣

6月30日 日本赤十字社滋賀県支部から救護班（医師2人、看護師2人、事務1人）を派遣

9 県民へのメッセージ

竜巻などの激しい突風や落雷等に注意いただくよう滋賀県HPに掲載

被災者生活再建支援制度について

防災危機管理局

【国の制度】

- ・ 自然災害で生活基盤に著しい被害を受けた者の生活再建を支援し、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的。
- ・ 都道府県の相互扶助の観点で全都道府県拠出による基金（国から1/2補助）から支援金を支給

(1) 制度の対象となる自然災害

10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村等

(2) 制度の対象となる被災世帯

- ① 住宅が全壊（損害割合 50%以上）した世帯
- ② 敷地等の被害が生じやむを得ず解体した世帯
- ③ 住宅が大規模半壊（損害割合 40%以上 50%未満）した世帯

(3) 支援金の支給額

以下の2つの支援金の合計額

① 基礎支援金（住宅の被害程度に応じて支給）

支援金の種類	世帯構成	住宅の被害の程度（単位：千円）		
		全壊	解体	大規模半壊
基礎支援金	複数世帯	1,000	1,000	500
	単身世帯	750	750	375

② 加算支援金（住宅の再建方法に応じて支給）

支援金の種類	世帯構成	住宅の再建方法（単位：千円）		
		建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
加算支援金	複数世帯	2,000	1,000	500
	単身世帯	1,500	750	375

【県の独自制度（滋賀県被災者生活再建支援制度）】

- ・ 国の制度ではあてはまらない被害に対応するための恒久制度として制定。
- ・ 生活再建支援を行う市町への補助（補助率2/3）を行う。

(1) 適用条件

- ① 県内で5世帯以上の住宅に全壊被害が発生
- ② 知事と被災市町長の協議により特に必要と認めたとき
(例) ・ 県内で5世帯以上の住宅全壊と概ね同規模程度の災害
(半壊10世帯以上、床上浸水15世帯以上の災害等)
・ 1の市町で3以上の住宅全壊 等

(2) 対象とする被災世帯

- ・国の制度対象世帯 (①、②、③) に次の世帯を追加
- ④住宅が半壊(損害割合 20%以上 50%未満)した世帯
- ⑤住宅が床上浸水した世帯

(3) 支援金の額

国の制度と同じ仕組みにより同額程度を支援

①基礎支援金 (住宅の被害程度に応じて支給)

支援金の種類	世帯構成	住宅の被害の程度 (単位: 千円)				
		全壊	解体	大規模半壊	半壊	床上浸水
基礎支援金	複数世帯	1,000	1,000	500	350	250
	単身世帯	750	750	375	262	187

②加算支援金 (住宅の再建方法に応じて支給)

支援金の種類	世帯構成	住宅の再建方法 単位: 千円)					
		建設・購入	補修			賃借(公営住宅を除く。)	
			全壊・解体・大規模半壊の場合	半壊の場合	床上浸水の場合		床上浸水の場合
加算支援金	複数世帯	2,000	1,000	750	250	500	250
	単身世帯	1,500	750	562	187	375	187